

平成 18 年度及び平成 19 年度電気工事業法立入検査結果について

電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下、電気工事業法）第 29 条の規定に基づき、平成 18 年度及び平成 19 年度に関東東北産業保安監督部東北支部所管の電気工事業者に対して実施した立入検査の結果についてお知らせします。

1. 立入検査の概要

(1) 検査対象について

当支部所管の電気工事業者 39 事業者(平成 20 年 3 月末時点)のうち、不存在となっている 2 事業者を除く 37 事業者を対象とし、平成 18 年 4 月から平成 20 年 3 月までの期間に実施しました。年度別の立入検査実施件数は表 1 のとおりです。

【表 1：立入検査実施件数(年度別)】

実施年度	実施件数
平成 18 年度	12 事業者(13 営業所)
平成 19 年度	19 事業者(23 営業所)
合計	24 事業者(36 営業所)

(2) 検査項目について

立入検査は、下記の 8 項目（法に定める事項）について実施しました。

登録(通知、届出)事項に誤りがないか(法第 4 条、第 17 条の 2、第 34 条)

【 当支部所管の電気工事業者は全て建設業法の許可を受けているので、法第 34 条のみ該当】

主任電気工事士の作業管理が十分であるか（法第 20 条）

電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させていないか(法第 21 条)

請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせていないか(法第 22 条)

電気用品安全法の表示の付されていない電気用品を使用していないか(法第 23 条)

経済産業省令で定める器具を備えているか(法第 24 条)

標識を掲示しているか(法第 25 条)

経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え、保存しているか(法第 26 条)

2. 立入検査の結果

立入検査を実施した 24 事業者（36 営業所）のうち、22 事業者（29 営業所）において 73 件の電気工事業法に抵触する不良事項が認められました(表 2)。これらの不良事項については、立入検査実施時に口頭又は書面により改善を指示しました。表 3 に不良事項 73 件の検査項目別の内訳をまとめます。

【表 2：立入検査実施結果】

立入検査実施事業者数	24 事業者 (36 営業所)
不良事項が認められた事業者数	22 事業者 (29 営業所)
不良事項が認められた事業者の割合	91.7%(24 事業者中 22 事業者)
不良事項の件数	73 件
1 回の検査あたりの不良件数(平均)	2.03 件(36 営業所で 73 件)

【表 3：不良事項の検査項目別件数】

検査項目	不良件数
登録(通知、届出)事項に誤りがないか(法第 34 条)	3 件
主任電気工事士の作業管理が十分であるか(法第 20 条)	9 件
電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させていないか(法第 21 条)	6 件
請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気事業者でない者に請け負わせていないか(法第 22 条)	17 件
電気用品安全法の表示の付されていない電気用品を使用していないか(法第 23 条)	9 件
経済産業省令で定める器具を備えているか(法第 24 条)	3 件
標識を掲示しているか(法第 25 条)	4 件
経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え、保存しているか(法第 26 条)	22 件
合 計	73 件

3. 検査項目別の指摘事例及び注意事項

検査項目 : 登録(通知、届出)事項に誤りがないか

解説 : 電気工事業者は、法に規定する事項に変更が生じたときには、遅滞なく届出なければなりません。主な未届出事項は、建設業法の許可更新に係る届出がありました(3件)。

建設業法の許可を受けた建設業者には、電気工事業法による登録を免除することにより、事業者の負担を軽減し、二重規制を排除したものです。

ここでいう建設業法の許可とは、「電気工事」に限定したのではなく、業種は問いません。したがって、最新の建設業法の許可(「電気工事」以外の場合でも)を以て、電気工事業に係る変更届出を行って下さい。

また、電気工事業法では、電気工事を行う営業所ごとに、主任電気工事士の配置や器具の備え付け等を定めています。

法に基づく登録(届出)をしていない営業所で電気工事を実施している場合には、無許可(届出)で電気工事をしている状態とみなされますので、電気工事を行う新規営業所を設置した場合にも、遅滞なく届出を行って下さい。【法第 34 条、同法施行規則(以下、規則。)第 24、25、26、27 条】

【表 4 : みなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者の変更届出事項について】

< 変更届出事項 : 法第 34 条 > みなし登録 : 規則第 24、25 条 みなし通知 : 規則第 26、27 条	みなし 登録	みなし 通知
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
建設業法の許可を受けた年月日及び許可番号		
電気工事業を営む営業所の名称及び所在の場所並びに電気工事の種類		
主任電気工事士等の氏名並びにその者が交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号		/

検査項目 : 主任電気工事士の作業管理が十分であるか

解説 : 電気工事業法では主任電気工事士を一般用電気工事の保安確保上の重要な立場として位置づけています。すなわち電気工事業者は、一般用電気工事を行う営業所ごとに主任電気工事士を設置【法第 19 条】し、主任電気工事士は一般用電気工作物の作業の管理の職務を誠実に行うこと【法第 20 条】が求められています。

立入検査では、主任電気工事士自身が自らの職務を把握していない事例がありました(9 件)。主任電気工事士は、一般用電気工作物の工事が電気関係法規(本法、電気設備の技術基準等)に違反しないように管理するなどの職務を誠実に行うことが求められています。

また、主任電気工事士の職務には電気用品の使用の監視も含まれております。従業員が現場で電気用品安全法の表示(PSE マーク)の確認を行っている不明確なところもありました。

そこで、当支部では帳簿に PSE マークの確認欄を設けることを助言しました。

帳簿に記載することは、従業員が PSE マークの確認【法第 23 条】を確実にすることの監視、確認を行う上でも有効ですので、ご検討下さい。

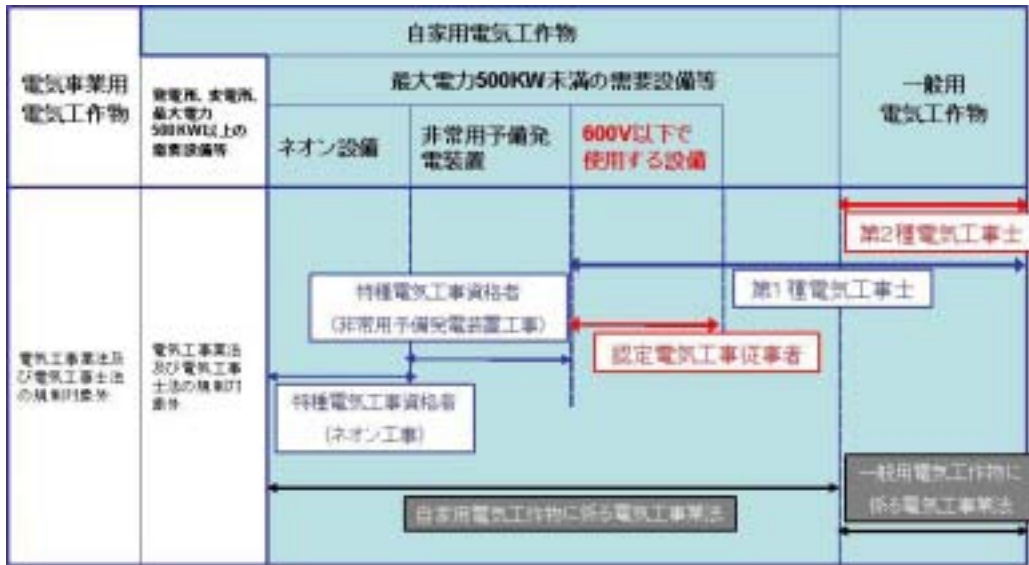
-主任電気工事士の職務について(法第 20 条の解釈)-

1. 配線図の作成及び変更、是に関与しない場合はそのチェックをすること
2. 一般用電気工事が電気関連法規に違反しないように管理すること
 - 1) 電気工事士でない者が電気工事の作業に従事しないこと(法第 21 条)の監視
 - 2) 表示のない電気用品の使用(法第 23 条)の監視
 - 2) 危険等防止命令(法第 27 条)を受けた場合のその遵守義務
 - 3) 電気設備の技術基準の適合性等電気関係法規の遵守
3. 立入検査(法第 29 条)を受ける場合の立ち会い
4. 一般用電気工事の検査結果の確認
5. 帳簿(法第 26 条)の記載上の管理監督
6. その他一般用電気工事に関する一般的な管理監督

検査項目 : 電気工事士等でないものを電気工事の作業に従事させていないか

解説 : 自家用電気工作物の低圧部分の工事については、第 2 種電気工事士の資格者が作業を行えるという、電気工事士法について誤った理解をしている事例がありました(6 件)。また、今回指摘には至らなかったものの、他にも同様な認識を持っている電気工事業者が見受けられました。中には、一般用電気工作物と自家用電気工作物の区別が出来ていない事業者もありました。

第 2 種電気工事士は一般用電気工作物の工事のみ従事することができ、自家用電気工作物については、第 1 種電気工事士(低圧部分であれば認定電気工事従事者認定証も可)でなければ従事できません(図 1 参照)【法第 21 条】



【図1：電気工事士法と電気工事業法の規制範囲】

-一般用電気工作物と自家用電気工作物の定義について-

【一般用電気工作物とは】

他の者から600ボルト以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物であって、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの。

構内に設置する小出力発電設備であって、その発電に係る電気を600ボルト以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの。

一般用電気工作物に準ずるものとして経済産業省令で定めるもの。

ただし、小出力発電設備以外の電気工作物と同一の構内に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれの多い場所であって、経済産業省令で定めるものを除く。

【「小出力発電設備」とは】

電圧600V以下の発電用電気工作物であって、経済産業省令で定めるもの。

太陽光発電設備であって出力20kW未満のもの

風力発電設備であって出力20kW未満のもの

水力発電設備であって出力10kW未満のもの（ダムを伴うものを除く。）

内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW未満のもの

燃料電池発電設備（固体高分子型のものであって、最高使用圧力が0.1MPa未満のものに限る。）であって出力10kW未満のもの。

ただし、～の設備であって、同一構内に設置する～の設備と電氣的に接続され、それらの設備の合計が20kW以上となるものを除く。

【自家用電気工作物とは】

電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

検査項目 : 請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせていないか

解説 : 電気工事業法では電気工事を下請けに行わせることを禁止してはいません。しかし、電気工事を施工し得る者は、同法の登録(通知、届出)をしている電気工事業者のみであると規定していることから、その電気工事を下請けに出す場合は、必ず同法の登録(通知、届出)をしている電気工事業者に下請けさせることを義務づけているものです。【法第 22 条】

下請け業者の建設業法の許可については確認しているが、電気工事業法の届出についてはしていないという事例が多く見受けられました(17 件)。下請けに出す場合には、建設業法の許可のみではなく、電気工事業法の登録(通知、届出)をしている電気工事業者であるかを登録証又は届出書等で必ず確認して下さい。

検査項目 : 電気用品安全法の表示の付されていない電気用品を使用していないか

解説 : 電気用品安全法の表示(PSEマーク)確認をしていない事例がありました(9 件)。電気工事に使用する電気用品については、所定の表示付されていることを、納品時または施工時などに確認することとして下さい。【法第 23 条】

また、平成 19 年 12 月 21 日付けで、電気用品安全法が改正になりました。これにより、PSEマークの付していない電気用品でも、旧電気用品取締法の表示(テマーク等)があれば使用することが可能となりました。

検査項目 : 経済産業省令で定める器具を備えているか

解説 : 継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置が備え付けられておらず、又、賃貸契約により必要なときに使用し得る措置も講じられていない事例がありました(3 件)。

電気工事業者は、営業所ごとに電気工事の種類に応じて法で定める器具を備えなければなりません。ただし、これらの器具のうち、継電器試験装置と絶縁耐力試験装置については使用頻度も少なくいこと等から、同業者との賃貸契約又は他の営業所(自社)から必要時に使用できる措置が講じられていれば、必ずしも営業所ごとに常備する必要はありません。

なお、同業者、組合等との賃貸契約により措置を講じる場合には、必ず書面をもって取り交わすこととして下さい。【法第 24 条、規則第 11 条】

【表5：経済産業省令で定めている器具(法第24条、規則第11条)】

自家用電気工事の業務を行う営業所	一般用電気工事のみの業務を行う営業所
絶縁抵抗計	絶縁抵抗計
接地抵抗計	接地抵抗計
抵抗及び交流電圧を測定できる回路計	抵抗及び交流電圧を測定できる回路計
低圧検電器	
高圧検電器	
継電器試験装置	
絶縁耐力試験装置	

検査項目： 標識を掲示しているか

解説： 立入検査では、記載事項の誤り（3件）や、施工場所に掲示をしていない（1件）事例が見受けられました。

標識は、登録を行っている営業所及び電気工事の施工場所ごとに表示しなければなりません。ただし、電気工事が1日で完了する施工場所での掲示は不要となっています。【法第25条、規則第12条】

検査項目： 経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え、保存しているか

解説： 立入検査では、記載事項の漏れ等（15件）の他、帳簿に記載されていない電気工事がある（4件）、そもそも帳簿が備え付けられていない（3件）という事例がありました。

電気工事業者はその業務の内容を把握するために、営業所ごとに帳簿を備え、記載の日から5年間保存しなければなりません。なお、法で定める事項を記載したものであれば、カード式、伝票式、綴じ込み式、電子媒体等の体裁は問いません。

帳簿に注文者の住所が欠落している事例が見受けられました。中には、注文者の住所と施工場所が異なる工事もありますので、帳簿には注文者の住所と施工場所を区別してそれぞれ記載して下さい。

工事金額が少額の小口の電気工事、電気使用申し込みを伴わない電気工事（アンペア変更が発生しないような電気工事）が帳簿に記載されていない事例が見受けられました。全ての電気工事【法第2条第1項】に関して、必ず帳簿に記載して下さい。

また、作業者の氏名の欄に、作業現場の責任者（代表者）の氏名しか記載していない帳簿が多く見られました。ここでは、全作業者の資格を確認することが目的ですので、電気工事施工者全員の氏名を記載して下さい。逆に、作業者として同行していても、電気工事を施工していなければ、作業者の欄には記載しないで下さい。【法第26条、規則第13、13の2条】

【表6：帳簿に記載する事項(法第26条、規則第13条、第13条の2)】

経済産業省令で定める帳簿の記載事項
1. 注文者の氏名または名称 および 住所
2. 電気工事の種類 および 施工場所
3. 施工年月日
4. 主任電気工事士等 および 作業者の氏名
5. 配線図
6. 検査結果

帳簿は、営業所ごとに備えなければなりません
記録の日から5年間保存しなければなりません

4. 立入検査の総括(まとめ)

電気工事業法は、電気工事士を雇い電気工事を行う電気工事業者を監督指導し、その業務を規制することによって保安を確保することを目的としています。

しかし、同法を十分に理解し遵守している電気工事業者がいる一方で、建設業法の電気工事を請け負う営業である「電気工事業」という種類の許可があることなどの理由により、電気工事業法への認識が薄れている電気工事業業者も少なくありません。

言うまでもなく適正な電気工事の施工は、電気保安を確保する上で最も重要であります。電気工事業者の皆様は、今回の立入検査結果を踏まえ、改めて不足している事項を見直すと共に自ら改善して頂き、安全な電気工事の実施及びコンプライアンス（法令遵守）に努めて頂きますようお願い致します。

また、当支部としましては、引き続き同法第29条の規定に基づく営業所及び電気工事の施工場所等への立入検査を行うことで、電気工事の保安確保の向上に努めて参る所存であります。関係者各位におかれましては、今後とも電気保安行政への御理解と御協力をお願い致します。

なお、今回の立入検査で不良事項が認められた全ての電気工事業者からは、所定の期間内に改善報告書が提出されており、当支部において内容を確認の上、受理しております。

関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課 電気工事業担当

TEL 022-263-1111 (内線5882~3)